

東京清掃労働組合

一組総支部通信

一組総支部
事務局
一組本庁支部内
fax6238-0504
tel16238-0502
e-mail
seisou-ichkumi
@w7.dion.ne.jp

執行委員長
岩田正隆
副委員長
教宣担当
山下秀男
編集
教宣部長
福田雄一

家計直撃! 業務職給料表の大幅な改定 07賃金確定闘争

厳しい提案、撤回ならず! 諸要求の踏み込んだ内容で妥結

今までの経過

十月十六日、特別区人事委員会は「職員の給与に関する通告」を行った。人事委員会通告は一定の評価はできるものの、国に追随したもので極めて不満あり、組合は、通告に沿った給料表を示すことを求めた。同月、中央委員会にて闘争方針を決定した。十月二十五日、給与改定(第五回)団体交渉を行い、わが組合からは「二〇〇七年度賃金確定に関する要求書」を区長会に提出し、区長会からは、「通告制度の趣旨を踏まえ」ともに、国、他団体の動向も勘案しながら、区民の理解と納得が得られるよう検討を行う」との考え方を示したうえで、「区民から非常に強い関心が寄せられている」、「区民の区政に対する信頼を確保していく上で極めて重要である」との発言があり、交渉の期間は限られているが、精力的に協議を進めることとした。

今年度の賃金確定(給与改定)交渉は、昨年度の間内組合活動の大幅な制限の中で交渉を行うことから、時間内有給職免を認めていた交渉そのものは、極力時間内に行うことを求めた。十一月二日の第五回団体交渉では、今年度の賃金確定交渉における交渉項目の整理を行い、交渉課題として、団体交渉で提出したわが組合の要求に関する区長会から新たに提案された「退職手当制度の改正」協議中の「勤奨退職特例措置の各区事項化」、「現業系職員の間一職種内における勤務間異動・任期付短時間勤務職員採用制度」の課題に関する「単年度協議事項」としての「等級付の取り扱い」や「技能系・業務系人事制度の改正」、「特別転職の延長」などの課題を確認した。

十一月七日、第二回小委員会交渉では、「地域手当の改定に伴う退職手当調整額の単価の改正について(案)」や「育児短時間勤務に係る給与の取扱い」、「育児休業及び部分休業に係る昇給抑制措置の見直し」が提案された。これらの課題の区長会提案は、不十分な点はあるが理解は出来るものとなっている。十一月十六日、区長会総会座込み行動に、多くの組合員が結集し、区長会総会において要請行動を行う。当局的発言では、「技能系・業務系の人事制度における技能主任職等の設置基準につきましては、技能系職場の実態を調査し、その結果に基づいて、見直す必要があれば、早期に見直しを行なうよう努めてまいります」と考えております。

次に、皆さんから、これまで様々な場面で要請がありました。清掃事業を実施する際の労使協議に関する課題について申し上げます。清掃事業を実施する際の労使協議に関する課題については、本給与改定交渉の場で議論する性質のものではないと考えておりますが、現在の特別区清掃事業の最大の課題であるサーマルリサイクルの課題を円滑に実施していくため、特別区の清掃事業の実態を踏まえ、早期に適切な解決が図られるよう、清掃主管部長会からこの間の状況を聴取した上で、副区長会会長として十分に努力してまいります。とあった。組合からは、考え方は分かれました。それでは先ほどの団体交渉と引き続いて行われた小委員会交渉の提案については、多くの組合員は決して満足はしておりませんが、妥結することといたします。



通告・給与改訂なし
行政職は通告された給料表を適用。特別給、四、四、五月を四、五月に〇、〇、五月増加分は勤奨手当に。
(今年度は三月に支給)
地域手当の支給割合を、十三%から十四、五%に。
(平成二十年一月一日実施)
地域手当の改訂に伴い、給料月額を一、三%、一、四%引下げ。
業務職給料表・国、他団体の給与水準、他団体の見直し状況等を勘案。
地域手当の支給割合の改定に伴う給料月額の引下げ

再任用職員の給料月額は、現行通り。昇格時給は、昇格時給対照表による現給保障額。退職手当の算定基礎となる給料月額は、現給保障額、地域手当、期末・勤奨手当等の算定基礎となる給料月額、現給保障額に引下げ改訂。国、民間の実態と若手職員のモラルアップ等を考慮し、給与カーブのフラット化を行う。
最大十、八%引下げ。
二級の号給を増設(平成二十年一月一日から適用)
現給保障額
平成十九年十二月三十一日現在の給料月額から、地域手当の支給割合を十四、五%に改定することに伴う給料月額の引下げ分を控除した額を保障する。
現給保障額は、今後の地域手当の支給割合の改定に相当する額を控除した額に変更する。

退職手当は、勤続期間十年から三十四年について最高二月の支給月数の削減(平成二十年四月一日実施)
技能系人事制度・技能主任職昇任選考受験資格一級職歴十九年以上を十六年以上に下限年齢なし。
経過措置あり。
統括技能長職昇任選考受験資格四十二歳以上とした。(平成二十年年度昇任選考から実施)
退職手当調整額の単価・十四、五%に対応する単価を四四〇円とする。以上。確定闘争の最大の課題は、業務職給料表の水準であった。給料表の改訂は、このままでは到底納得できるものではなく、生活に直接響く大打撃となる。さらに、勤労意欲が失われ、大きな問題である。
低賃金の仕組みを見直し賃金を引き上げる起案等、すべての経済の発展の取り組みも必要ではないか。ワーカーキングプワーという労働者の救済も必要である。現行の国、都、民間の賃金のあり方など問題が多いことも否めないが、我々の諸要求を勝ち取ることも重要である。任用制度の改善を求め、技能主任や技能長等の設置基準の改善に当局が回答(職場の実態調査等を約束)することを条件とし、事業関係の統一交渉に関わる対応についても、副区長会は一層の尽力を約束した。組合は、二時間ストライキを背景に交渉し、妥結した内容となった。

人事考課制度 業績評価制度についての回答

2007年12月6日(木)16時00分14階職員打合せ一組側
尾崎参事(職員課長)松本労務担当課長
組合側 一組総支部執行部。
内容
当局側:人事考課制度に係る業績評価制度については再提案も含め協議を行ってまいりましたが、本日は皆さん方の回答をお聞かせください。
組合側:業績評価制度に関する回答をします。昨年からの試行に関しても、様々な意見や問題点が出され、その際協議をしながら今回の提案になっております。来年度から業績評価の結果は、昇給や勤奨手当に直接影響を及ぼすことになりました。我々にとっては最大の問題であり、制度そのものについては基本的に同意できないことは今までも申し上げてきています。
その考えは今後も変わることはありません。しかし、再提案では「2成績率」「(2)一律拠出割合」のうち、係長等の一律拠出割合「10000分の100」を10000分の50に、「2成績率」「(4)分布率」を、最上位を「10%」を「5%」に、上位「20%」を「10%」にし、「一律拠出割合」「分布率」をそれぞれ変更したものが提示されました。
申すまでも無く清掃工場を安全に安心して稼働させるために、それぞれが持っている経験や技術力をお互いに協力させることで達成されるものであり、一個人による能力だけで維持できるものではありません。グループ、チームワークがしっかりとしなければなりません。したがって、むやみに職員を競争させ、個人を利己主義に走らせるような制度では清掃工場の運営そのものが、危険な状態となってしまいます。
残念ながら業績評価制度は導入されることになりましたが、再提案において、勤奨手当の分布率が最上位、上位の合計が30%から15%に変更されたことは、我々が求めた「より多くの人に配分すること」に反するものですが、係長級職員に大きな影響を及ぼすものとして、極めて問題であると指摘してきた係長級に対する「一律拠出割合」が1%から0、5%に圧縮されたこと、昇給区分AおよびBの決定に際して所屬長の意見が加味される制度を導入する旨の意向が示されたこと、また、ここに至るまでの当局のご努力等を勘案し、再提案の内容で了承することにいたします。
当局側=ご理解をいただきありがとうございます。

組合は、二時間ストライキを背景に交渉し、妥結した内容となった。

活動予定と日程

- 12月12日 一組総支部執行委員会
- 13日 一組総支部 選挙運営委員会
- 14日 一組総支部支部委員会
- 18日 一組総支部執行委員会
- 21日 一組総支部定期大会 SKホール
- 26日 一組総支部執行委員会

主な取り組み
専門委員会交渉、委託解明要求
文化厚生活動、卓球大会協賛
組織対策、技能主任問題
異動問題、安全衛生の課題
職員互助について、賃金、人事。

新給料表

業務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外の職員	1	130,900	210,900	234,700	238,700
	2	131,900	212,800	236,700	240,600
	3	132,900	214,700	238,600	242,600
	4	133,900	216,600	240,600	244,700
	5	134,900	218,300	242,500	246,700
	6	136,000	220,300	244,500	248,600
	7	137,100	222,100	246,400	250,600
	8	138,200	224,000	248,400	252,600
	9	139,400	225,800	250,400	254,500
	10	140,500	227,800	252,400	256,700
	11	141,600	229,700	254,500	258,800
	12	142,600	231,600	256,600	260,900
	13	143,800	233,400	258,600	262,900
	14	144,900	235,400	260,700	265,100
	15	146,000	237,300	262,700	267,200
	16	147,000	239,200	264,700	269,300
	17	148,300	241,100	266,800	271,300
	18	149,600	243,100	268,900	273,400
	19	150,800	245,100	271,000	275,600
	20	152,100	247,100	273,100	277,600
再任用職員以外の職員	21	153,400	249,000	275,000	279,700
	22	155,100	250,800	277,100	281,800
	23	156,700	252,600	279,200	284,000
	24	158,400	254,400	281,300	286,100
	25	160,200	256,200	283,400	288,100
	26	161,900	258,100	285,500	290,400
	27	163,700	260,000	287,600	292,600
	28	165,400	261,900	289,600	294,900
	29	167,200	263,600	291,700	297,200
	30	169,100	265,400	293,700	299,300
	31	170,900	267,200	295,700	301,400
	32	172,700	269,100	297,800	303,500
	33	174,400	270,800	299,800	305,600
	34	176,200	272,600	301,700	307,800
	35	178,000	274,400	303,700	310,000
	36	179,900	276,200	305,700	312,100
	37	181,600	277,900	307,600	314,100
	38	183,400	279,600	309,400	316,200
	39	185,300	281,400	311,300	318,400
	40	187,100	283,100	313,100	320,600
	41	189,000	284,900	315,100	322,500
	42	190,700	286,500	316,900	324,600
	43	192,600	288,200	318,700	326,700
	44	194,400	289,800	320,400	328,800
	45	196,200	291,300	322,100	330,800
	46	198,100	292,800	323,700	332,800
	47	200,100	294,400	325,400	334,800
	48	202,000	295,900	326,900	336,700
	49	203,900	297,300	328,600	338,600
	50	205,700	298,800	330,000	340,600
	51	207,700	300,300	331,400	342,400
	52	209,600	301,800	332,700	344,300
	53	211,500	303,100	334,000	346,300
	54	213,400	304,600	335,100	347,900
	55	215,400	306,100	336,300	349,500
	56	217,200	307,600	337,400	351,000
	57	219,200	308,900	338,300	352,400
	58	221,000	310,100	339,100	353,700
	59	222,800	311,200	340,000	355,000
	60	224,600	312,400	340,900	356,200
	61	226,400	313,700	341,800	357,400
	62	228,200	314,600	342,700	358,700
	63	230,000	315,600	343,500	359,900
	64	231,900	316,500	344,400	361,100
	65	233,600	317,400	345,100	362,300
	66	235,300	318,400	345,800	363,300
	67	237,200	319,300	346,600	364,400
	68	239,000	320,200	347,400	365,400
	69	240,700	321,000	348,100	366,300
	70	242,600	321,800	348,700	367,200
	71	244,300	322,600	349,300	368,000
	72	246,100	323,300	350,000	368,700
	73	247,800	323,900	350,600	369,400
	74	249,400	324,400	351,200	370,100
	75	251,200	325,000	351,900	370,800
	76	252,900	325,500	352,500	371,500

77	254,500	326,000	353,200	372,300
78	256,200	326,500	353,800	372,900
79	257,800	327,000	354,400	373,500
80	259,500	327,500	355,000	374,000
81	261,200	328,100	355,500	374,500
82	262,900	328,600	356,000	375,100
83	264,500	329,000	356,500	375,700
84	266,200	329,600	357,100	376,300
85	267,800	329,900	357,600	376,800
86	269,500	330,300	358,000	377,400
87	271,200	330,800	358,500	378,000
88	272,800	331,200	359,000	378,600
89	274,300	331,600	359,500	379,100
90	275,800	332,000	360,000	379,600
91	277,400	332,400	360,500	380,100
92	279,000	332,900	361,100	380,600
93	280,500	333,100	361,500	381,200
94	281,700	333,600	362,200	381,700
95	282,900	334,000	362,700	382,200
96	284,100	334,400	363,200	382,700
97	285,500	334,700	363,700	383,300
98	286,700	335,100	364,200	383,800
99	287,900	335,400	364,700	384,300
100	289,100	335,700	365,200	384,800
101	290,400	336,000	365,500	385,400
102	291,400	336,400	366,100	385,900
103	292,300	336,700	366,700	386,400
104	293,300	337,100	367,200	386,900
105	294,300	337,400	367,600	387,400
106	295,200	337,800	368,100	387,800
107	296,100	338,100	368,700	388,300
108	297,000	338,500	369,200	388,900
109	297,800	338,800	369,500	389,300
110	298,600	339,100	369,900	389,700
111	299,400	339,400	370,200	390,200
112	300,200	339,700	370,600	390,600
113	301,000	340,000	370,800	391,000
114	301,500	340,300	371,100	391,500
115	302,100	340,600	371,400	391,900
116	302,600	340,900	371,800	392,400
117	303,000	341,200	372,000	392,700
118	303,500	341,500	372,400	393,100
119	304,000	341,800	372,700	393,600
120	304,500	342,100	373,100	393,900
121	304,900	342,400	373,300	394,300
122	305,300	342,600	373,700	
123	305,700	342,800	374,100	
124	306,100	343,000	374,500	
125	306,700	343,200	374,900	
126	307,100	343,400	375,300	
127	307,500	343,600	375,700	
128	308,000	343,800	376,100	
129	308,300	344,000	376,500	
130	308,600	344,200	376,900	
131	309,000	344,400	377,300	
132	309,300	344,600	377,700	
133	309,800	344,800	378,100	
134	310,100	344,900	378,500	
135	310,500	345,000	378,900	
136	310,800	345,100	379,300	
137	311,200	345,200	379,700	
138	311,500	345,300	380,100	
139	311,900	345,400	380,500	
140	312,200	345,500	380,900	
141	312,600	345,600	381,300	
142	312,900	345,700	381,700	
143	313,300	345,800	382,100	
144	313,600	345,900	382,500	
145	314,000	346,000	382,900	
146	314,300	346,100		
147	314,600	346,200		
148	314,900	346,300		
149	315,200	346,400		
150	315,500			
151	315,800			
152	316,100			
153	316,400			
再任用職員	211,500	226,400	247,700	279,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

保障額表 (案)

職務の級 号 給	給料月額			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	139,000	225,100	252,800	254,400
2	140,000	227,200	254,800	256,700
3	141,000	229,400	256,900	258,900
4	142,000	231,500	259,000	261,200
5	143,000	233,500	261,200	263,400
6	144,100	235,700	263,400	265,700
7	145,200	237,900	265,600	267,900
8	146,300	240,000	267,700	270,200
9	147,200	242,100	269,900	272,400
10	148,900	244,300	272,100	274,600
11	150,600	246,500	274,300	276,900
12	152,300	248,600	276,400	279,200
13	154,200	250,600	278,600	281,500
14	155,800	252,700	280,800	283,700
15	157,400	254,800	282,900	286,000
16	159,000	256,900	285,100	288,300
17	160,900	259,000	287,300	290,500
18	162,500	261,200	289,400	292,900
19	164,200	263,200	291,600	295,200
20	165,800	265,300	293,900	297,600
21	166,700	267,400	296,200	300,000
22	168,600	269,600	298,400	302,500
23	170,500	271,600	300,700	304,900
24	172,400	273,700	303,000	307,300
25	174,100	275,700	305,300	309,600
26	176,100	277,800	307,500	312,000
27	178,000	279,900	309,800	314,500
28	179,900	281,900	311,900	316,800
29	181,800	284,100	314,000	319,100
30	183,800	286,200	316,200	321,600
31	185,800	288,200	318,300	324,100
32	187,700	290,300	320,500	326,500
33	189,700	292,400	322,700	328,800
34	191,700	294,500	324,900	331,300
35	193,800	296,500	327,000	333,700
36	195,900	298,600	329,200	336,200
37	197,700	300,700	331,200	338,800
38	199,700	302,800	333,200	341,200
39	201,700	304,800	335,300	343,700
40	203,800	306,900	337,400	346,200

41	205,900	309,000	339,300	348,500
42	208,100	310,800	341,200	350,900
43	210,200	312,700	343,200	353,300
44	212,200	314,600	345,100	355,700
45	214,200	316,500	346,900	358,100
46	216,400	318,100	348,700	360,300
47	218,500	319,800	350,600	362,700
48	220,600	321,500	352,500	365,100

